

お知らせ（令和2年5月1日）  
阪神国際港湾株式会社

## 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う阪神港の支援事業について

### ◆趣 旨

新型コロナウイルス感染症が世界的な広がりを見せる中、我が国においても緊急事態宣言が発令され、国際物流・国内物流において大きな混乱が生じ、その影響が広がりを見せるとともに、人の移動の制限によりフェリーの旅客が大幅に減少するなど、当社が管理、運営する阪神港を取り巻く環境は予断を許さない厳しい状況が続いています。

西日本の拠点港として、市民生活や経済活動に必要不可欠である物流・人流を支える阪神港としては、このような状況下においても、瀬戸内・九州方面を結ぶ西日本全体の海上物流ネットワークを維持し、阪神港としての国際物流機能を確保することが、国際コンテナ戦略港湾としての役割を果たし、かつ、公的側面を担う当社の使命であると考え、当面の間、以下の支援事業に取り組みます。

### ◆内 容

#### **事業1. フェリー事業者並びにライナーバース借受者への支援事業**

（概要）事業収入の柱の一つである旅客が大幅に減少する厳しい経営環境の中においても、社会・経済インフラとしての役割を果たすため、農水産品や製造食品、日用品など生活物資等の輸送を継続しているフェリー事業者に対して支援を行います。

また、国内工場の一部稼働停止などの影響を受け、在来貨物の荷動きが低調となり、経営環境が非常に厳しい状況となっているライナーバース借受者に対して支援を行います。

○対象：支払猶予を希望するフェリー事業者並びにライナーバース借受者

○猶予した貸付料の返済：令和3年4月から3年以内で、事業者からの提案による期間

※令和2年4月1日より開始している阪神港における集貨事業のうち<集貨事業II⑨国内フェリー貨物支援事業>においても、対象貨物に空コンテナを追加するなど一部拡充しております。

#### **事業2. 内航フィーダー船を利用した空コンテナ回送支援事業**

（概要）別に定める実施要領において指定する諸条件を満たし、外航コンテナ船社が内航フィーダー船を利用し阪神港から西日本諸港へ空コンテナを輸送する事業に対し支援を行います。

○対象者：外航コンテナ船社

○応募期間：令和2年5月1日（金）から令和2年8月31日（月）まで

※事業の適用には、実施要領に基づく各種書類等の提出の上、当社による審査がございますのでご注意ください。

### ◆お問い合わせ先

阪神国際港湾株式会社(HP：<https://hanshinport.co.jp/>)

事業1：フェリー事業者並びにライナーバース借受者への支援事業

（神戸）企画部 小嶋 078-855-2893、神戸事業部 埠頭運営課 安部 078-855-3341

（大阪）大阪事業本部 松井・廣田 06-6615-7227

事業2：内航フィーダー船を利用した空コンテナ回送支援事業

営業部営業課 脇本・弟子丸 078-855-3206

〒651-0087 神戸市中央区御幸通8丁目1番6号 神戸国際会館 20階